

相続税の計算、間違えやすいポイントは？

相談にいらした方とお話しをしていると、相続税の計算で意外と間違えていることが多いポイントがあります。よく勉強されている方でも誤解されていることがありますので、次の事例で確認してみてください。

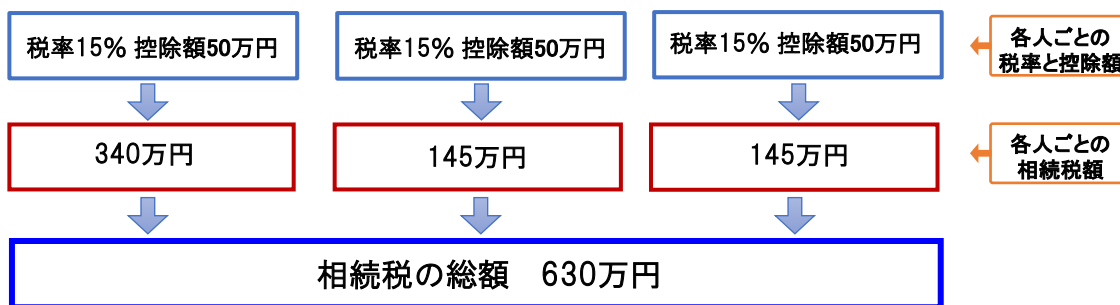
■相続税の計算の流れを事例で確認

正味の相続財産が1億円、相続人が妻、子2人の3人とする、まず基礎控除額は4,800万円(3,000万円+600万円×3人)になります。

- ① 課税遺産総額(正味の相続財産-基礎控除額)を計算します。
課税遺産総額: 1億円-4,800万円=5,200万円
- ② 課税遺産総額を、法定相続分で分けます。法定相続分: 妻1/2、子1/4ずつ



- ③ ②で算出した各人の取得価格に、各人ごとに税率をかけ控除額を引き、各人ごとの相続税額を計算します(※税率と控除額は国税庁HPの「相続税の速算表」で確認)。
各人ごとの相続税額の合計が、相続税の総額です。



- ④ 実際に相続で取得する財産の割合で「相続税の総額」を按分し、配偶者の税額軽減や各種の税額控除など、適用できるものを差し引き後の額が「実際の納税額」です。

間違えやすいのが事例の②のところ、法定相続分で分けずに、課税遺産総額5,200万円に税率をかけて計算してしまうのは誤りです。皆さんは正しく理解されていましたか？

相続税の基本的な計算はご自身でも進められますが、相続税の各種特例が適用できるかは、判断が難しい上に税額が大きく変わりますので、専門家へ相談されると良いでしょう。

(レインボーニュース2023年11月号掲載)

相続の3つのポイント

相続の準備をはじめるときに必ずおさえておきたい3つのポイントがあります。この3つを順番におさえていくと相続の準備はスムーズに進みます。ご自身とご家族にとって一番良い相続のかたちも見えてきますので、参考にしてみてください。

1. 相続の準備をする目的は何ですか？

みなさんは誰のどんな状態のために相続の準備をされていますか？「妻のために、自分亡き後も妻が安心して暮らしていけるようにしておきたい」、「家族が遺産分けで揉めることがないようにしておきたい」、「子供が円滑に事業を承継し継続できるようにしておきたい」等、相続の軸となる目的を明確にしてから準備をはじめるとはとても大切です。

2. 次の3つのうちどの準備が必要ですか？

相続の準備は大きく次の3つの対策に分けられます。どの対策が必要かを明確にしておきましょう。

- ①分割対策…ご家族の背景やバランスをふまえた財産の分け方を検討
- ②節税対策…相続税の負担を減らす方法を検討
- ③納税対策…相続税の納税資金を確保

注意をしたいのは、必要な対策がひとつではない場合です。例えば分割対策と節税対策が必要な場合で、平等にと分割対策を優先すると節税対策ができない(相続税の優遇措置の適用を受けられない)といったことはよくあります。このように各対策のベクトルが異なるときには、先述の相続の準備をする目的は何かに戻ると、優先すべき対策が何かを整理できるでしょう。

節税対策と納税対策が必要かを確認するためには、財産のたな卸しをして一覧にまとめることをお勧めします。相続税は相続財産が基礎控除額を超えなければかかりませんので、相続税がかかる見込みなのか、相続税がかかる場合に納税資金は確保できるかについて、一覧を作成し確認しましょう。作成した一覧は分割対策を考える際にも活用できます。

3. 遺言書を作成しましょう

相続の準備をする目的をふまえ、とるべき対策を整理していくと、自ずと遺言書のかたちができあがってきます。ご自身とご家族にとって一番良い相続のかたちは、ご自身の資産状況やご家族関係、背景等によってそれぞれ異なります。相続の準備を進める際には、専門知識と客観的な目線でアドバイスをしてくれる専門家の目を通しておくと、安心して遺言書の作成まで進めますね。



戸籍集めが楽になる新制度が はじまりました

今回は新しくはじまった制度のお話です。戸籍集めの手間と時間が大幅に軽減される制度が3月1日からはじまりましたので、内容を確認しておきましょう。

■相続での戸籍集めは意外と大変

相続手続きでは相続人が誰なのかを確認するため、「亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍」を集める必要があります。この戸籍は、預貯金の払戻や名義変更、株式などの名義変更、不動産の名義書き換え、相続税申告といったほとんどの相続手続きで必要です。

この「亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍」ですが、本籍地のある市区町村の役所窓口へ請求しても、その役所ではすべて揃わないことがよくあります。ご存知の方も多いかもしれませんが、過去に転籍(本籍地を変更)していたりすると、本籍のあった全国各地の市区町村それぞれへ戸籍を請求する必要があるのです。遠方の市区町村の戸籍は郵便局の定額小為替を同封して郵送請求することもできますが、複数先へ郵送請求する場合には手間と時間がかかります。相続人が兄弟姉妹や甥姪の場合にはさらに大変で、亡くなられた方の両親の戸籍も出生までさかのぼり請求する必要があります。

■全国各地の戸籍を一括請求できるように

このように本籍地のある市区町村ごとに戸籍を請求しなければならず戸籍集めが面倒なのは、戸籍が市区町村ごとの個別システムで管理されていて、相互に連携がとれないことが原因でした。相続の際に限らず戸籍集めがあまりに大変な作業でもあったことから、新たな戸籍情報連携システムが導入され、ついに運用が開始されました。

この新制度では、出生から死亡までの戸籍の本籍地が全国各地にあっても、最寄りの市区町村の役所窓口で一括請求できるようになります。とても便利な制度ですが、注意したい点がいくつかありますので確認しておきましょう。

■新制度を使えないケースに注意

新制度で全国各地の戸籍を一括請求できるのは、本人(相続の場合は相続人本人)のみとされています。委任状で代理人が請求することや、司法書士や行政書士といった専門職が行う職務上請求は認められていません。また、本人、配偶者、直系尊属(父母、祖父母等)、直系卑属(子、孫等)の戸籍は全国各地の市区町村へ一括請求できるようになりましたが、兄弟姉妹やおじ・おばの戸籍は対象外です。郵送での請求もできませんので、必ず市区町村の役所窓口に出向く必要があります。コンピューター化されていない戸籍も一部あるようです。

内容をまとめると、新制度では本人が最寄りの市区町村の役所窓口に出向いて、本人、配偶者、直系尊属、直系卑属の戸籍であれば、全国各地の戸籍を一括請求できます。代理人等が請求する場合や、兄弟姉妹等の戸籍を請求する場合、郵送請求をする場合には、従来通りの方法で行うことになります。

(Information)

セミナー・無料相談会 開催のお知らせ

ご好評につき
第2期 開催!

セミナー 開催予定



相続の準備 完全ガイド 第1講座 相続・相続税のきほん

2024年 6月25日(火) 第7集会室 14時00分～15時30分

◆講師◆ 一般社団法人埼玉県相続サポートセンター
専属相続コーディネーター 古丸 志保

無料相談会 開催予定

相続・不動産の無料相談会 初回無料

2024年 7月7日(日) 第11集会室 13時00分～17時00分

相談時間は、お一人様約45分とさせていただきます



開催場所：浦和コミュニティセンター

【浦和駅東口徒歩1分 パルコ10階】

さいたま市浦和区東高砂町11番1号

お問い合わせ・ご予約は
埼玉県相続サポートセンターまで

TEL 048-711-9183

FAX 048-711-9151

受付時間 10:00～17:30 水曜定休

WEBからの
ご予約はこちら



相続・不動産のお悩み解決のワンストップサービスを提供する、“一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター”。「相続が発生したけれど何から手を付けていいのかわからない」、「どんな専門家が必要なの?」、「相続対策、何をすべき?」などお困りの方、まずは私たちへご相談下さい。相続・不動産専門のコーディネーターが、問題解決までしっかりサポートいたします!

お気軽にご相談・お問い合わせください♪



無料相談は随時承っております!

お問合せ・ご相談・面談のご予約は
下記までお気軽にご連絡ください♪

一般社団法人 埼玉県相続サポートセンター

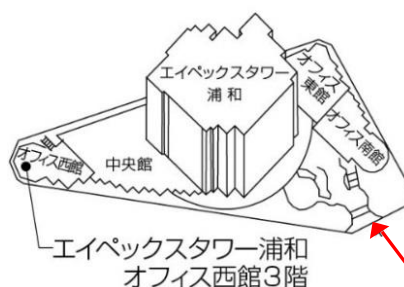
住所 さいたま市浦和区高砂一丁目2番1号
エイバックスター浦和オフィス西館307

受付時間 10:00～17:30 (水曜定休)

電話 048-711-9183

FAX 048-711-9151

<https://www.saitama-souzoku.jp/>



浦和駅西口より徒歩3分